

## 尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する質疑・意見への回答・見解

## ●委員からの質疑・意見への事業者の回答・見解

No.	質疑・意見	回答・見解
環境影響評価項目の選定		
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質の環境保全措置として工事中の排水処理が記載されているが、環境影響評価項目の一覧表では、工事中の排水に関してはどこに該当するか。[第1回]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価項目の一覧表は、項目選定の選定結果を示している。水質は調査・予測を行わず、環境保全措置を講じることで対応する「保全措置項目」として選定しており、環境保全措置として工事中の濁水の処理等を行う。[第1回]</li> </ul>
水質		
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質の事前環境配慮事項では、「高度処理技術の導入等、適切な措置を講じるとともに、現有施設よりも排水の水質を改善し、排水量を約1/10以下とする計画」とあるが、水質の環境保全措置では「排水量は最大でも現有施設の約1/10以下（約60m<sup>3</sup>/日）とし、公共用水域への放流量を低減する。」とある。「高度処理技術」について触れられていないなど、事前環境配慮事項よりトーンダウンしているように思えるが、環境保全措置への追記はできないか。[第1回]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全措置の記載事項を検討する。[第1回]</li> <li>評価書では、環境保全措置に「高度処理技術の導入等、適切な措置を講じるとともに」を追記する。[第1回]</li> <li>新施設の排水基準は、現有施設の排水基準以下とする計画である。（参考資料：現有施設（第1工場、第2工場）及び新施設の排水基準比較表）[第1回]</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>何を基準にどれだけ水質改善するのか明確にしたい。また、現有施設よりも水質は改善するという理解でよいのか。[第1回]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質については、瀬戸内海特別措置法に基づく許可施設となるため、現有施設の基準値以下に届出値を設定していきたいと考えている。[第1回]</li> <li>瀬戸内海特別措置法については、「定期的な処理水の計測」に関する記述において『水質汚濁防止法「等』の「等」に含めている。[第1回]</li> <li>評価書では「瀬戸内海特別措置法の届出値を上回らないよう管理を続ける」ことを追記する。[第1回]</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質の環境保全措置では「排水量は最大でも現有施設の約1/10以下（約60m<sup>3</sup>/日）とし、公共用水域への放流量を低減する。」とあるが、具体的にはどのような対応で排水量を低減させるのか。[第1回]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現有施設では排ガス処理を湿式処理としていたが、新施設では排ガス処理を乾式処理とすることにより、排水量が減少するためである。[第1回]</li> <li>評価書では、水質の環境保全措置に「現有施設で湿式処理としていた排ガス処理を乾式処理とすることで排水量を低減する」ことを追記する。[第1回]</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川水質でふっ素、ほう素が環境基準を超えているということだが、事業予定地が埋立地ということであれば、地下水で海水由来のものが検出される可能性もあると思う。地下水から基準値を超過したふっ素、ほう素が検出された場合の対応はどのように考えているか。[第1回]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水処理は処理前の湧水の水質にあわせて水処理を実施する。湧水中の有害物質等の濃度が高い場合においても、湧水の水質に応じた排水処理を行い、水質汚濁防止法に準じた水質まで処理をして、河川へ放流する。[第1回]</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全措置として「仮設沈砂池「等」と記載があるが、「等」の具体的な内容について説明は可能か。[第1回]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事排水は、仮設の排水処理施設を設けて工事を行っていくことになる。と考える。「等」の内容は、pHの調整、凝集、砂濾過、または膜処理等となるが、排水の</li> </ul>

		水質を考慮しながら最適な排水処理を行いたいと考えている。[第1回]
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設からの排水と雨水は同経路で公共用水域に排出されるのか。その場合、雨水は施設からの排水に比べ少ないのか。[第1回]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(場内において) 雨水の排水系統と汚濁負荷のある排水系統は分離している。また、現有施設においては雨水排水量を計測していないため、施設から排水量と比較できない。[第1回]</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみピットなどについては屋根があり、雨水と接しない施設構造となっているか。もし、そのような構造になっていないとした場合には、どのように雨水処理が行われるのか。[第1回]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみピット等の汚濁負荷の生じるような部分は建屋内としている。また、雨水の排水系統は汚濁負荷のある排水系統からは分離されており、雨水についてはそのまま排水路を経てから運河に排水されることとなる。[第1回]</li> </ul>
全体		
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果が妥当であるかどうかは、可能なかぎり環境保全・創造措置が講じられているかを確認していく必要がある。これには具体的な措置の内容が分からないと確認できないため、どのような対策を行うか可能なかぎりに記載すべき。[第1回]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全・創造措置については、メーカーヒアリング、事業計画の進捗も踏まえ、可能な限り具体的な措置の内容を記載に努める。[第1回]</li> </ul>